



県章

山形県公報

平成16年5月25日(火)

第1544号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	(村山総合支庁福祉課) ...	660
身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....	(同) ...	同
児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....	(同) ...	同
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(同) ...	661
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....	(同) ...	同
身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称 及び所在地の変更.....	(同) ...	同
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称の 変更.....	(同) ...	同
児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称及び 所在地の変更.....	(同) ...	662
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....	(同) ...	同
土地改良区の役員の退任の届出.....	(庄内総合支庁農村計画課) ...	同
同	(同) ...	663
土地改良区の役員の就任の届出.....	(同) ...	同
同	(同) ...	664
市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...	同
開発行為に関する工事の完了.....	(村山総合支庁建築課) ...	同
同	(同) ...	665

公安委員会関係

告 示

指定講習機関の指定.....	同
----------------	---

選挙管理委員会関係

告 示

政治団体の設立.....	同
政治団体の届出事項の異動.....	666
政治団体の解散.....	667
政治団体収支報告書の要旨.....	同
同	668
資金管理団体の指定.....	669

公 告

県営住居入居者の一般公募.....	(庄内総合支庁建築課) ...	670
同	(置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...	672
平成16年度教科書展示会の開催.....	(教育委員会) ...	674
平成17年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施.....	(同) ...	675

一般競争入札の公告.....（公安委員会）...680

正 誤

告 示

山形県告示第605号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
アースサポート株式会社 東京都渋谷区本町一丁目8番7号	アースサポート株式会社山形在宅サービスセンター 山形市八日町一丁目2番2号	訪問介護	平成16. 4. 9
アースサポート株式会社 東京都渋谷区本町一丁目8番7号	アースサポート株式会社山形在宅サービスセンター 山形市八日町一丁目2番2号	訪問入浴介護	同
株式会社サークル 山形市大字志戸田1685番地6	デイホーム株式会社サークル 山形市大字志戸田1685番地6	通所介護	同 4.27
株式会社東北福祉サービス 天童市大字清池38番地の3	ハートステーション西原 天童市大字乱川1579番地53	痴呆対応型共同生活介護	同 4. 6

山形県告示第606号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	アイリスケアセンター天童 天童市中里七丁目4番5号	居宅介護	平成16. 4.30

山形県告示第607号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人敬天会 北村山郡大石田町大字大石田甲574番地	指定児童短期入所事業所水明苑 北村山郡大石田町大字横山4042番地の3	児童短期入所	平成16. 5. 6

山形県告示第608号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社団法人山形県接骨師会 山形市五日町15番10号	社団法人山形県接骨師会いとう介護支援事業所 山形市北山形一丁目3番39号	平成16. 4. 5

山形県告示第609号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者 の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
有限会社飛竜ケアサービス 山形市中桜田字金谷1114	有限会社飛竜ケアサービス		平成16. 3. 1
	山形市中桜田三丁目3番26号	山形市中桜田字金谷1114	

山形県告示第610号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
有限会社飛竜ケアサービス 山形市中桜田字金谷1114	有限会社飛竜ケアサービス		平成16. 3. 1
	山形市中桜田三丁目3番26号	山形市中桜田字金谷1114	

山形県告示第611号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
独立行政法人国立病院機構山形病院 山形市行才126番2	国立療養所山形病院	独立行政法人国立病院機構山形病院	平成16. 4. 1
	山形市行才126番2		

山形県告示第612号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
独立行政法人国立病院機構山形病院 山形市行才126番2	国立療養所山形病院	独立行政法人国立病院機構山形病院	平成16. 4. 1
	山形市行才126番2		

山形県告示第613号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
社会福祉法人天童福祉厚生会 天童市大字矢野目150番地	天童福祉厚生会中央ケアプランセンター	明幸園中央ケアプランセンター	平成16. 4. 1
	天童市東本町一丁目9番20号		

山形県告示第614号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、最上川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
監 事	廣 井 嘉 治	東田川郡藤島町大字鷲畑字道合22番地

同	土 井 宇 一	東田川郡余目町大字小出新田字芋畑割41番地
同	佐 藤 光 雄	同 大字跡字梅木63番地

山形県告示第615号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	星 川 長 八	酒田市大字黒森乙102番地の 1
同	清 和 亮 次	東田川郡三川町大字助川字北畑232番地
同	押 井 幸 一	同 藤島町大字宝徳字西鴨田11番地の 1
同	三 浦 顕 一	同 三川町大字押切新田豊秋47番地
同	三 浦 武 美	同 羽黒町大字後田字中島 7 番地
同	渋 谷 克 正	酒田市大字広野字下中村86番地
監 事	加 藤 清 志	同 大字広野字上通87番地
同	菅 原 莊 吾	東田川郡藤島町大字新屋数字前田元72番地
同	飯 田 安 雄	同 三川町大字横山字横山279番地

山形県告示第616号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、最上川土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
監 事	土 田 宇 一	東田川郡余目町大字小出新田字芋畑割41番地
同	佐 藤 光 雄	同 大字跡字梅木63番地
同	小 野 寺 彰	同 立川町大字千本杉字本村割66番地

山形県告示第617号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中川土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	星 川 長 八	酒田市大字黒森乙102番地の1
同	清 和 亮 次	東田川郡三川町大字助川字北畑232番地
同	押 井 幸 一	同 藤島町大字宝徳字西鴨田11番地の1
同	三 浦 顕 一	同 三川町大字押切新田豊秋47番地
同	三 浦 武 美	同 羽黒町大字後田字中島7番地
同	渋 谷 克 正	酒田市大字広野字下中村86番地
監 事	加 藤 清 志	同 大字広野字上通87番地
同	菅 原 荘 吾	東田川郡藤島町大字新屋敷字前田元72番地
同	飯 田 安 雄	同 三川町大字横山字横山279番地

山形県告示第618号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
酒田都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所
土木部都市計画課

山形県告示第619号

次の開発行為は、完了した。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号
平成16年 4月 7日 指令村総建第5001号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
第2工区 上山市旭町三丁目282 - 3、282 - 5、282 - 10の一部
- 3 開発許可を受けた者の所在地(住所)及び名称(氏名)
上山市北町本丁5番5号
山川 正雄

山形県告示第620号

次の開発行為は、完了した。

平成16年 5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号
平成15年11月28日 指令村総建第5023号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
村山市大字楯岡字洪田5381、5384 - 2、5384 - 3、5392 - 1、5393 - 1、5394、5395 - 1、5395 - 2、7075 - 10
- 3 開発許可を受けた者の所在地（住所）及び名称（氏名）
山形市あこや町三丁目 8 番 9 号
株式会社 ヤマザワ

公安委員会関係

告 示

山形県公安委員会告示第 6 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の 4 第 1 項の規定による指定講習機関を次のとおり指定した。

平成16年 5月25日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

- 1 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 けんなん
東置賜郡高畠町大字福沢1103番地
代表取締役 須貝 昇
- 2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
県南自動車学校
東置賜郡高畠町大字福沢1103番地
- 3 特定講習の種別
取消処分者講習
- 4 指定を行った年月日
平成16年 5月13日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成16年 5月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部 敏

政 党

政治団体の名称	代表者の氏名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
民主党山形県参議院選挙区第 1 総支部	舟 山 康 江	木 村 昌 夫	山形市香澄町 3 - 14 - 35	平成 16. 4.28

その他の団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
米沢市政研究会	安部 三十郎	永橋 博美	米沢市大字川井545	平成 15. 6. 2
舟山やすえを支援する会	舟山 康江	木村 昌夫	山形市香澄町3 - 14 - 35	平成 16. 4. 28

山形県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年5月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 安部

敏

政 党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党最上町支部	主たる事務所の所在地	最上郡最上町大字志茂 1384	最上郡最上町大字本城 461	平成 16. 2. 13
	代 表 者	伊 藤 一 雄	佐 藤 久 之 助	
自由民主党戸沢村支部	主たる事務所の所在地	最上郡戸沢村大字名高 1004	最上郡戸沢村大字松坂 348	同 3. 22
	代 表 者	富 沢 善 右 工 門	安 食 進 悦	
	会 計 責 任 者	田 中 奨	長 沢 薫	
自由民主党山形県ときわ会支部	会 計 責 任 者	安 孫 子 富 太	安 藤 栄	同 4. 22
自由民主党山形県医療会支部	代 表 者	有 海 躬 行	國 井 一 彦	同 4. 30

その他の団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
青海会まさのぶ後援会	代 表 者	小 野 吉 信	杉 本 弘	平成 16. 4. 21
石沢ひでおと共に歩む会	会 計 責 任 者	吉 田 利 英	清 野 良 男	同 4. 22
近松捷一後援会	代 表 者	荒 木 竹 弥	渋 谷 武 三 郎	同 4. 27
山形市医師連盟	代 表 者	徳 永 正 靱	有 海 躬 行	同 4. 28
	会 計 責 任 者	門 馬 孝	徳 永 正 靱	同 4. 28

山形県土地家屋調査士 政治連盟	会 計 責 任 者	佐 藤 豊	東 海 林 健 登	同	4.30
西島英利山形県後援会	代 表 者	有 海 躬 行	國 井 一 彦	同	4.30
山 形 県 医 師 連 盟	代 表 者	有 海 躬 行	國 井 一 彦	同	4.30

山形県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年 5月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 安 部 敏

その他の政治団体

政 治 団 体 の 名 称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
佐藤久之助後援会	解 散	平成16. 3.31

山形県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年 5月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 安 部 敏

(その他の政治団体) 単位：円

政治団体の名称	佐藤久之助後援会
報告年月日	16. 2.27
収入総額	30,800
前年繰越額	6,800
本年収入額	24,000
支出総額	27,000
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額	24,000
員数(人)	24
寄附(内訳別掲)	0
個人分 (うち特定寄附)	
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	27,000
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	27,000
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関誌発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

山形県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年 5月25日

山形県選挙管理委員会
委員 長 安 部

敏

(その他の政治団体) 単位：円

政治団体の名称	佐藤久之助後援会
報告年月日	16. 4. 5
収入総額	3,800
前年繰越額	3,800
本年收入額	0
支出総額	3,800
本年收入の内訳	
個人の党費・会費 金額 員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分 (うち特定寄附)	
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	3,800
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	3,800
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関誌発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

山形県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成16年 5月25日

山形県選挙管理委員会
委員長 安 部

敏

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
安部 三十郎	米沢市長	米沢市政研究会	米沢市大字川井545	安部 三十郎	平成15. 6. 2
舟山 康江	参議院議員	舟山やすえを支援する会	山形市香澄町3 - 14 - 35	舟山 康江	平成16. 4. 28

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積(平方メートル)			収入が123,000円以下の者	収入が123,000円を超え153,000円以下の者	収入が153,000円を超え178,000円以下の者	収入が178,000円を超え200,000円以下の者		収入が200,000円を超え238,000円以下の者	収入が238,000円を超え268,000円以下の者	
県営美原アパート3号A	鶴岡市美原町19-23	2DK	40.5	2	一般用	11,500	14,000	16,500	19,100	22,100	25,300	3月分の家賃に相当する額	单身可
同 茅原アパート2号C	同 大字茅原字草見鶴16-1	3DK	63.9	2	同	16,800	20,400	24,100	27,900	32,200	37,000		
同 城南アパート1号A	同 城南町9-34	同	62.6	1	同	18,200	22,100	26,100	30,100	34,800	39,900		
同 未広アパート3号A	同 未広町23-20	2LDK	69.3	1	同	22,300	27,000	32,000	36,900	42,600	48,900		
同 未広アパート3号B	同	3DK	69.3	1	同	22,300	27,000	32,000	36,900	42,600	48,900		
同 川南アパート2号	酒田市若宮町二丁目1-2	同	51.2	1	同	12,000	14,600	17,300	19,900	23,000	26,500		
同 川南アパート4号	同 1-4	同	54.6	1	同	13,100	15,800	18,700	21,600	25,000	28,700		
同 こがねアパート2号C	同 こがね町一丁目21-11	同	63.9	1	同	17,200	20,800	24,700	28,500	32,900	37,700		
同 こがねアパート2号D	同	4DK	71.5	1	同	19,200	23,300	27,600	31,900	36,800	42,200		
同 こがねアパート3号B	同 21-14	3DK	69.5	1	同	19,000	23,000	27,200	31,400	36,300	41,700		
同 鳥海アパート1号D	同 富士見町三丁目2-118	同	69.2	1	同	22,500	27,300	32,300	37,300	43,100	49,500		
同 新橋アパートB	同 新橋五丁目5-1	同	68.2	1	同	24,100	29,200	34,600	39,900	46,100	52,900		
同 遊佐アパート	飽海郡遊佐町大字遊佐町字田子10-2	同	59.3	1	同	13,800	16,700	19,800	22,900	26,400	30,300		

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年6月4日から同月10日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 すまい情報センター庄内事務所

5 入居の時期 平成16年8月上旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年5月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名 称	所 在 地	規 格		公 募 戸 数	区 分	家 賃					金 敷	摘 要
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積			収入が 123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え153,000円 以下の者	収入が153,000円 を 超え178,000円 以下の者	収入が178,000円 を 超え200,000円 以下の者	収入が200,000円 を 超え238,000円 以下の者		
県営小国アパー ト2号	西置賜郡小国町 大字兵庫館3 - 3 - 8	一般用	59.4 平方メートル	1	一般用	円 13,400	円 16,300	円 19,300	円 22,300	円 25,700	円 29,600	

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年6月1日から6月10日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形すまい情報センター置賜西事務所

5 入居の時期 平成16年7月中旬

平成16年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成16年5月25日

山形県教育委員会

委員長 安孫子

博

1 教科書展示会の開始の時期

平成16年6月18日(金)

2 教科書展示会の期間

14日間（各日午前9時から午後4時45分までとする）

3 会場及び展示内容

教科書センター 所在地・名称	展示する教科書の区分
天童市大字山元字犬倉津2515番地 山形県教育センター	小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
山形市城西町二丁目2の15 山形市総合学習センター	小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
上山市元城内5番5号 上山市立上山小学校	小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
寒河江市大字西根字石川西355番地 山形県村山教育事務所	小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
村山市中央一丁目3番6号 北村山視聴覚教育センター	小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
新庄市大字金沢字大道上2034番地 山形県最上教育事務所	小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
米沢市金池三丁目1番55号 米沢市教育研究所	小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜教育事務所	小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
鶴岡市文園町1番8号 鶴岡市教育研修所	小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書
酒田市中央西町2番59号 酒田市総合文化センター内 酒田市理科教育センター	小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書

平成17年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成16年 5月25日

山形県教育委員会

教育長 日 野 雅 夫

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

校 種 ・ 職	教 科 ・ 科 目	選 考 区 分	採用見込数
小 学 校 教 諭		一 般 選 考	約 40名
中 学 校 教 諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、技術、家庭	一 般 選 考	約 35名
	英語	一 般 選 考 及 び 社会人特別選考	
高 等 学 校	国語、「日本史・世界史」、地理、公民、数学、 物理、化学、生物、保健体育、農業、商業、水産	一 般 選 考	約 40名
	英語、電気、機械、看護、福祉	一 般 選 考 及 び 社会人特別選考	
	助教諭	電気、機械	

盲・聾・養護学校	小学部 教 諭		一 般 選 考	約 10名
	中学部 教 諭	数学、理科、保健体育、技術	一 般 選 考	
		英語	一 般 選 考 及 び 社会人特別選考	
養 護 教 諭			一 般 選 考	若 干 名

- (注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。
- 2 中学校及び高等学校の国語、数学又は英語受験者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望としてそれぞれ高等学校及び中学校を併願することができる。(ただし、当該学校の教諭の普通免許状を有する者又は平成17年3月31日までに取得する見込みの者に限る。)

2 志願者の資格

(1) 一般選考の志願者の資格

次のイ及びロのすべてに該当する者に限る。

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状(盲・聾・養護学校においては盲・聾又は養護学校教諭の普通免許状及び該当学部教諭の普通免許状)若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は平成17年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気及び機械の助教諭を志願する者にあつては大学(短期大学を除く。)において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者とする。

(2) 社会人特別選考の志願者の資格

次のイからハまでのすべてに該当する者に限る。

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状(盲・聾・養護学校においては盲・聾又は養護学校教諭の普通免許状及び該当学部教諭の普通免許状)を有する者又は平成17年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気及び機械の助教諭を志願する者にあつては大学(短期大学を除く。)において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者とする。

ハ 志願する教科・科目と関連する実務経験(学校教育に直接携わる業務を除く。)を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者(平成17年3月31日現在)

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の交付

平成16年5月27日(木)から教育庁高校教育課教員採用担当(〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号)で交付する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先を明記し、140円切手をはった角形2号封筒(33cm×24cm)を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験受験のため提出するもの(□、△、○は切り離さないこと。)

(イ) 志願書 (□) 受験票 (△) 保健体育実技試験選択希望記入票(中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校中学部の保健体育を志願する者のみ記入) (○) 第一次選考試験結果通知書 (ホ) 受験者登録票

(ハ) 封筒(長形3号封筒 23.5cm×12cm)2通(下の を参照のこと)

ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの(校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次試験当日持参すること。)

(イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書(厳封親展)

(ロ) 免許状の写し(表裏両面を複写したもの)又は免許状取得見込証明書

(ハ) 封筒(長形3号封筒 23.5cm×12cm)1通(下の を参照のこと)

(ニ) 履歴書(用紙は、市販のものを使用し、志願書と同じ写真をはること。)1通

封筒は、のり付き(両面テープ貼付可)のものとする。また、郵便番号、あて先を明記し、下宿、借間等の場合は 方と詳記し、80円切手をはること。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

受 付 期 間	受 付 時 間	提 出 先
平成16年5月31日(月)から 同 6月11日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午前9時から午後5時まで	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁高校教育課教員採用 担当

イ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成16年6月11日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ロ 封筒の表に「志願書等(小、中、高、盲・聾・養学、養教の別を記入すること。)在中」と朱書すること。

4 選考の方法

(1) 第一次選考試験

イ 期日及び試験場

期日	志 願 校 種 ・ 職	試 験 場
平成 16 年 7 月 27 日 (火) 及び 7 月 28 日 (水)	小学校の教諭 盲・聾・養護学校小学部の教諭 中学校保健体育及び中学校技術の教諭 盲・聾・養護学校中学部の保健体育及び技術の教諭 高等学校保健体育の教諭	山形中央高等学校 山形市鉄砲町二丁目10番73号 (電話 023(641)7311)
	中学校音楽の教諭	山形北高等学校 山形市緑町二丁目2番7号 (電話 023(622)3505)
	中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭 (一般選考のほか、社会人特別選考によるものを含む。) 盲・聾・養護学校中学部の数学、理科及び英語の教諭(一般選考 のほか、社会人特別選考によるものを含む。) 高等学校の国語、「日本史・世界史」、地理、公民、数学、物理、 化学、生物、英語、農業、商業、水産、看護及び福祉の教諭(一般 選考のほか、社会人特別選考によるものを含む。) 高等学校の電気及び機械の教諭及び助教諭(一般選考のほか、社 会人特別選考によるものを含む。) 養護教諭	上山明新館高等学校 上山市仙石650 (電話 023(672)1701)

ロ 試験科目及び内容

(イ) 面接試験(集団面接)

(ロ) 次により行う筆記試験及び実技試験

志願 校種・職	試験内容	筆 記 試 験		実 技 試 験
		教養等	教 科 ・ 科 目	
小 学 校 教 諭	教職教養・ 一般教養		小 学 校 の 全 教 科	・ 器械運動(マット運動、鉄棒運動のうちい づれかを当日選択) ・ 水泳(25メートル)

一 般 選 考	中 学 校 教 諭	同 上	出 願 し た 教 科	<p>音楽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新曲視唱、新曲視奏及び移調奏をすること ・バッハ作曲インベンション(2声)の1番(ハ長調)をピアノ演奏すること ・次の歌唱教材の中から任意の1曲を選び、指揮をしながら歌うこと(伴奏なし) 「赤とんぼ」「花の街」「荒城の月」「夏の思い出」「浜辺の歌」「早春賦」 ・随意曲...歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲を演奏すること(歌曲の場合は、伴奏しながら歌うこと) <p>美術 当日指示するもの</p> <p>保健体育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳(50メートル) ・次の領域から2領域選択 陸上競技、器械運動、球技(バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目)、武道(柔道、剣道のうち1種目)、ダンス <p>技術 当日指示するもの</p> <p>家庭 当日指示するもの</p> <p>英語 英語による面接</p>	
	高等学校	同 上	出願した教科・科目 物理、化学及び生物にあっては、理科全般にわたる基礎的内容を含む。 電気及び機械にあっては、「工業基礎」及び「工業数理」を含む。	<p>保健体育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳(50メートル) ・次の領域から2領域選択 陸上競技、器械運動、球技(バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目)、武道(柔道、剣道のうち1種目)、ダンス <p>英語 英語による面接</p>	
	教 諭				
	盲・聾・養護学校	教 諭	同 上	小学部は全教科、中学部は出願した教科	小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ
		養 護 教 諭	同 上	養護に関する専門科目	当日指示するもの
社会人特別選考	小論文		出願した教科・科目 電気及び機械にあっては、「工業基礎」及び「工業数理」を含む。	英語 英語による面接	

八 日 程

日	時	試験実施内容	日	時	試験実施内容
7月27日(火)	午前8時40分から 午前9時まで	受 付 (生徒昇降口)	7月28日(水)	午前9時から 午後5時まで	集団面接(全員)
	午前9時10分から 午前10時30分まで	教職教養・一般教養 (一般選考の志願者)			実技試験(小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭志願者のみ) 時間及び会場等については7月27日に指示する。
	午前10時50分から 午後0時40分まで	小 論 文 (社会人特別選考の志願者)			
	午後1時50分から 午後5時まで	教 科 ・ 科 目			
		実技試験(小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭志願者を除く。)			

実技試験を課す教科・科目についての教科・科目の筆記試験(小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭に係るものを除く。)にあっては、午後0時20分までとする。

7月27日の実技試験の集合時刻については、志望する校種の教科・科目ごと当日指示する。

(2) 第二次選考試験(模擬授業等、面接、実技試験、適性検査及び作文)

イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

期 日	試 験 場
9月14日(火)及び 9月15日(水)	山形県教育センター(天童市大字山元字犬倉津2515番地)

ロ 実技試験は、小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭志願者のみに課する。

なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。

(イ) 音楽は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲(別の曲でも可)を選び、伴奏なしによる歌唱をする。なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

(ロ) 図画工作は絵や立体に表現するものとし、内容は当日指示する。

5 選考試験結果の発表

(1) 第一次選考試験の結果発表予定は9月1日(水)、第二次選考試験の結果発表予定は10月6日(水)。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。

(2) 採用は平成17年4月1日以降とする。

(3) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

6 選考試験結果の開示

採用試験の結果については、山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参の上、午前9時30分から正午、午後1時から午後4時30分までの間に小学校、中学校、盲・聾・養護学校及び養護教諭の受験者は教育庁義務教育課に、高等学校の受験者は高校教育課に直接請求する。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。)

試 験	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第一次選考試験	総合ランクを開示する	合格発表の日から1か月	山形県教育庁高校教育課及び義務教育課
第二次選考試験		合格発表の日から1か月	

7 その他

(1) 2校種以上に志願書を提出した場合は、無効とする。

(2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること。

(3) 選考試験会場への自家用車での来場は、禁止する。

(4) 選考試験会場は、敷地内禁煙とする。

(5) 不明な点については、教育庁高校教育課(電話023(630)2863)又は義務教育課(電話023(630)2864)の教員採用担当に問い合わせること。なお、インターネット上でも受験等に関する情報を提供している。

<http://www.pref.yamagata.jp>

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、運転免許証作成システム機器(高速型直接撮影装置、分離型直接撮影装置、高速型免許証プリンタ、高速型複写撮影装置、再生専用装置、免許証作成用管理端末、免許番号読取装置)の賃貸及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月25日

山形県知事 高橋和雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部202会議室(2階)
- (2) 日時 平成16年7月7日(水)午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量
運転免許証作成システム機器(高速型直接撮影装置、分離型直接撮影装置、高速型免許証プリンタ、高速型複写撮影装置、再生専用装置、免許証作成用管理端末、免許番号読取装置)の賃貸及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成17年5月1日から平成20年12月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成16年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 9の(1)により提出された納入仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高掬字立谷川原北3400 山形県警察本部運転免許課 電話番号023(655)2150

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成16年6月15日(火)午後4時までに提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Driver's License Issuing System. : 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00P.M. July 7th, 2004
- (3) Contact point for the notice: Driver's License Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 3400 oaza Takadama aza Tachiyagawaharakita Tendo City, Yamagata Prefecture, 994-0068 Japan. Tel. 023(655)2150

正 誤

発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行	誤	正
平成16. 5. 7	第1539号	580	下から 2	平成15年 5月 7日	平成16年 5月 7日

平成16年5月25日印刷
平成16年5月25日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056